

# 1. 目的と位置づけ

## (1) 目的

八尾市におけるバリアフリー化の推進については、平成14年(2002年)3月「八尾市交通バリアフリー基本構想(全体構想)」(以下、「全体構想」という。)を策定し、以降、近鉄久宝寺口駅周辺地区、JR志紀駅周辺地区、近鉄恩智駅周辺地区、近鉄八尾駅周辺地区、JR八尾駅周辺地区、近鉄河内山本駅周辺地区における「地区構想」の策定により順次、駅舎やその周辺地区におけるバリアフリー化を鉄道事業者、国及び大阪府等との連携のもとで進めています。

このような中、平成18年(2006年)12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(以下、「バリアフリー新法」という。)が新たに施行されました。

この法律は、これまでの「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)(以下、「交通バリアフリー法」という。)と、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)(以下、「ハートビル法」という。)とを一体化することで、より一層のバリアフリー化を総合的、計画的に推進することを目的として定められました。

そして、「バリアフリー新法」では、「高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める」こととされており、地域に身近な市町村の定める基本構想のもと、これまで以上に高齢者、障害者等の参加や施設と経路の一体的なバリアフリー化の推進が求められています。

このため、八尾市では近鉄高安駅周辺地区の鉄道駅、道路等の各施設について重点的かつ公共施設等と一体的なバリアフリーの推進を目的とした、「バリアフリー新法」に基づく基本構想を策定することとしました。

なお、本基本構想は、学識経験者、障害者、高齢者、市民代表、公共交通事業者、公安委員会、道路管理者など、様々な立場の人で構成された「近鉄高安駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」での協議をはじめ、アンケート調査、タウンウォッチング、ワークショップなどの市民意向を踏まえて検討しました。

【参考】バリアフリー新法の概要 資料 国土交通省

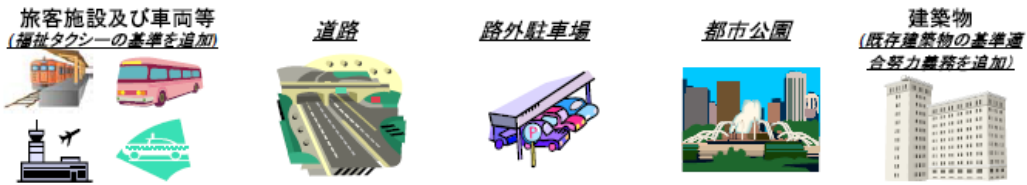
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

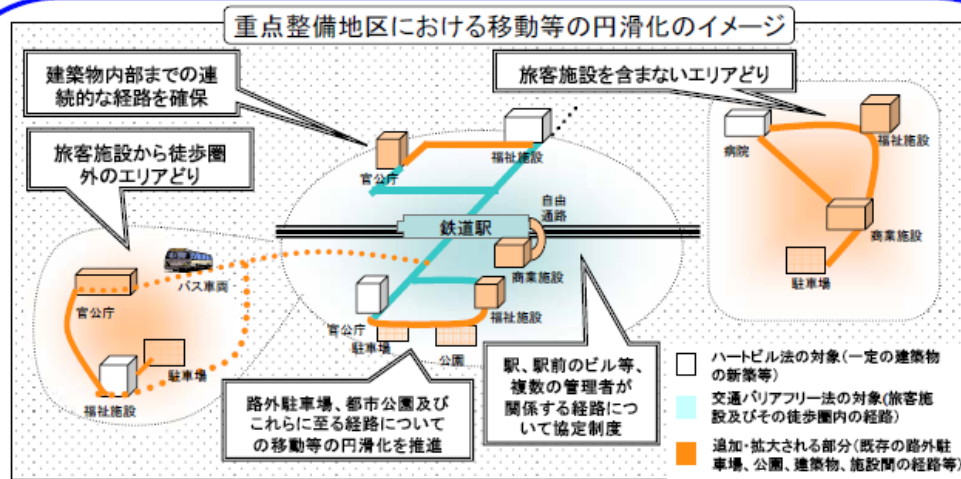


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

## (2) 八尾市の将来像とバリアフリー及び地区の位置づけ

### 1) 八尾市総合計画

八尾市は平成13年（2001年）3月に都市づくりの方向性と仕組みを明らかにする「八尾市総合計画（やお未来・元気プラン21）」を策定し、「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」を将来都市像としたまちづくりを進めています。

この中では、住み続けたいまち像の一つとして、「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」を掲げ、都市基盤分野に関する都市づくりの基本方向として「バリアフリー化への対応や人にやさしい交通対策の展開」などが示されています。

この中で高安駅周辺地区は「東部地域」に位置づけられており、「各拠点の相互連携を図るため、各拠点間を結ぶ都市軸の形成に努め、回遊性と魅力をもつ施設の誘導を促進する」とされています。

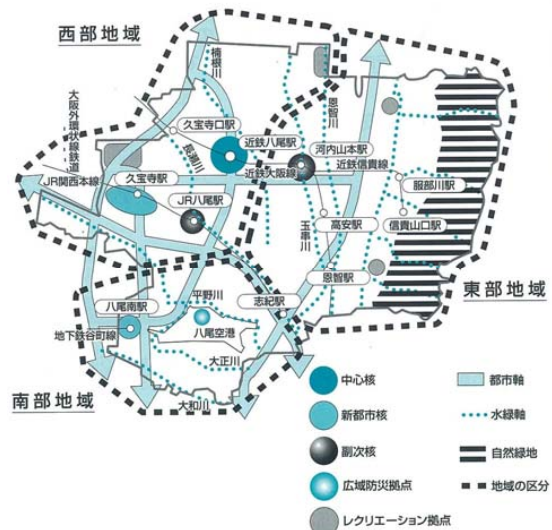


図1-1 将来都市構造図

### 2) 八尾市都市計画マスタープラン

八尾市都市計画マスタープランでは都市づくりの基本方針の一つに「人や環境にやさしいまちづくりの推進」を掲げ、高齢者、障害者等を含むあらゆる人々が気軽に外出できるとともに、地域で安心して生活することができるよう道路、公共公益施設などについてユニバーサルデザインによる整備の促進等人にやさしい環境づくりを進めるとしています。

この中で高安駅周辺地区は、「東部地域」に位置づけられており、まちづくりの目標として「住宅地を中心とした良好な住環境の維持・向上」、「買物や交通等の利便性向上」、「ゆとりとやすらぎのある地域環境の創造」などを掲げています。また、高安駅周辺では、「周辺住民の利便性の向上を図るため、都市計画道路や街路などの整備推進等による円滑な交通機能を確保」を掲げています。



図1-2 東部地域 構想図

### 3) 八尾市交通基本計画

「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」の実現をめざすため、交通まちづくりの具体的な取り組み内容について示した八尾市交通基本計画では、バリアフリーに関する事項として「公共交通システムの改善」、「歩行者・自転車利用状況の改善」、「違法・めいわく駐車対策」、「放置自転車対策」、「道路環境の安全性向上」をそれぞれ掲げ具体的な取り組みの方向性を示しています。

表1-1 基本的な方向性

公共交通システムの改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域が支える公共バス事業の改善（利用者ニーズを踏まえたサービス内容の向上と、公共交通利用を行うライフスタイルの転換）</li><li>・公共交通の利用快適性の向上（公共交通の利用しやすさの向上、公共交通の利用快適性の向上）</li><li>・新しい公共交通の模索（新しい交通手段、システムの導入検討）</li><li>・異交通手段の乗り継ぎ支援（公共交通への乗り換えを行いやすい環境の整備）</li></ul>
歩行者・自転車利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・新設道路整備や道路の補修等の機会を活用した、まちなかにおけるバリアフリー化の促進</li></ul>
違法・めいわく駐車、放置自転車対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・違法・めいわく駐車に対する啓発や放置自転車の撤去の推進</li></ul>
道路環境の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・信号機、横断設備等の交通安全設備の改善・充実</li></ul>

### 4) その他

「第3期八尾市障害者基本計画（ふれあいプラン）」などにおいても、誰もが自らの意思で自由に外出できるように、関連法や条例等に基づき建築物、公共交通や道路等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、福祉のまちづくりの観点からソフト面のバリアフリー化をめざし、障害者が外出しやすいまちづくりについて市民の理解を促進することが示されています。